

## ギフトりょこ

国際連絡面では、明治45年イギリス、アメリカ、カナダを経て日本へ、さらにシベリアを経由してセントペテルスブルグ(レニングラード)に至るものと、その反対経路による世界一周連絡運輸を開始した。

大正7年中部鉄道管理局、翌8年東京鉄道管理局の各局長を歴任したが、肺患のため同9年休職となった。大正12・9・6東京に病没し、東中野正見寺に埋葬された。

その企画になる「本邦鉄道の社会及び経済に及ぼせる影響」(大正5・5刊行)ならびに「国有鉄道の将来」(大正13・9刊行)の2書は、不朽の文献として交通・経済史家に珍重されている。

参考文献 日本交通協会刊行 国鉄興隆時代。(反町昭治)

ギフトりょこけん ギフト旅行券 旅行に必要とする乗車船券等と引換えのできる商品券に類似する証券をいう。一般の商品券(物品切手)のように、物品の給付請求権を表彰する有価証券ではなく、その提示人に対して、旅行上必要とするあつ旋を行なうとともに、乗車船券等を給付することを約する諸種のサービス請求権を表彰する有価証券であり、印紙税法上は、同法第4条第1項第31号に該当する証書として取り扱われている。おもに贈答用として用いられ、この種のものの贈答を便にして、受贈者の旅行心を喚起し、旅客誘致の一助にしようとする目的で設けられるものであって、旅行券・旅行切手等と称される場合がある。

国鉄においても、昭和7・8に旅行券制度を設けたが、昭和15・11に廃止しており、現在では、旅行あつ旋業者等において、この種の制度を設けている場合がある。たとえば、国鉄乗車券類の代売機関である日本交通公社においては、次のような内容によりギフト旅行券制度を設け、同社の営業所において、その発売ならびに旅行あつ旋・引換えの取扱いをしている。



(1) ギフト旅行券は、券面金額により、1,000円券・2,000円券・3,000円券・5,000円券および10,000円券の5種類を設け、2,000円以上の券面金額のものは、相当金額だけ1,000円の内渡し票をつづつて構成している。

(2) ギフト旅行券は、本社において取り扱う国鉄および社線の乗車船券類ならびに同社の制定にかかる旅館券・観光券等の旅行用券(旅行小切手を除く)と引き換えることができ、旅客から引換への請求があった場合は、相当金額の内渡し票または本券と引換えに乗車船券類または旅行用券を交付する。この場合、内渡し票または本券の金額に不足額があるときは、不足分を現金で收受し、また、1,000円未満の過剰額があるときは、過剰分を現金で払いもどす。

(3) ギフト旅行券は、引換え前に限って、100円の手数料を收受して現金による払いもどしの取扱いをするが、一部引換えずみのものについては、上記(2)の後段の場合を除き、現金による払いもどしの取扱いをしない。

(4) ギフト旅行券には、特に有効期間を定めていない。したがって、商法第522条の規定によって、5箇年の消滅時効にかかる場合があるにすぎない。

(戸川正雄)

きやくしゃせんようあつかいたんたい 客車専用扱団体 団体旅客は、その輸送に使用する客車の独占的使用の認否という見地からすると、他の旅客との混乗をたてまえとし、客車を独占して使用することを認めない一般扱団体と、他の旅客を排除し、当該団体旅客だけで客車を独占して使用することを認める客車専用扱団体とに区分することができるのであるが、客車専用扱団体の意義・制度の適用方および団体運賃・料金の計算は、次のとおりである。

### 1 客車専用扱団体の意義

客車専用扱団体とは、鉄道区間における団体であって、一定の条件を具備する場合、他の旅客を排除し、当該団体旅客だけで客車を独占して使用することを認めるとともに、乗車人員の多少にかかわらず、当該客車の所定の運賃收受定員を基礎にして団体運賃・料金を計算する団体をさすのである。

客車専用扱団体の制度は、昭和33・10に制定されたものであるが、この制度は、従来、臨時列車によって輸送する団体、1等車・寝台車等の特殊客車を増結して輸送する団体等が、事実上他の旅客を排除し、貸切扱いの制度による場合と同様、客車を独占して使用していることに着目し、団体扱制度と貸切扱制度との調節を主眼にして、団体旅客の誘致、客車の有効活用等をはかる趣旨を織り込んで制定されたものであり、一般扱団体制度と貸切扱制度との中間に位置する制度となっている。

### 2 客車専用扱団体制度の適用方

客車専用扱団体としての取扱いは、次のように、特殊な事由からその適用を排除している場合があり、また、これを適用する場合でも、旅客側からの希望によって適用する場合と、輸送の条件により鉄道側から強制的に適用する場合、すなわち客車専用扱団体としなければ団体旅客運送の引受けを行なわない場合とがある。

#### (1) 客車専用扱団体としての取扱いを排除している場合

次の団体については、団体の種別固有の性質または取扱上の特別の理由から、旅客側からの希望の有無等にかかわらず、客車専用扱団体として取扱いを行なわず、すべて一般扱団体として取り扱うこととしている。

#### ア 2等の学生団体

イ 特殊団体(自衛隊団体・駐留軍団体および日本相撲協会団体をさす。)

ウ 国鉄主催の団体および国鉄・指定団体取扱業者共同主催の団体

#### エ 座席指定料金を收受するものとして指定した列車または客車を使用する団体

なお、鉄道区間の全行程の使用車種・車数もしくは運送条件が異なる団体または特別の取扱いを必要とする団体については、運輸上の支障等を勘案して、客車専用扱団体として取り扱うか否かを決定することとし、場合によっては、1個の団体について一部区間だけ客車専用扱団体として取り扱う特例を認めている。

#### (2) 客車専用扱団体としての取扱いを適用する場合

次のように、旅客側からの希望によって適用する場合と、鉄道側から強制的に適用する場合とがある。

ア 旅客側から客車専用扱団体として取り扱うことを希望する場合は、(1)に掲げる団体である場合を除き、客車専用扱団体として取り扱う。

イ 次の一つに該当する団体については、(1)に掲げる団体である場合を除き、客車専用扱団体としなければ、団体旅客運送の引受けを行なわないこととし、鉄道側から強制的に適用させ